

消防局非常勤嘱託職員身分等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、非常勤嘱託職員の任用、身分等の取扱いに関して必要な事項を定めることにより、適正な人事管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、非常勤嘱託職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員その他これに準ずるものをいう。

(委嘱)

第3条 非常勤嘱託職員は、当該事務事業を所管する課等の長（以下「所属長」という。）の内申に基づき消防長が委嘱する。この場合において、消防長は、非常勤嘱託職員に対し委嘱状を交付するものとする。

2 所属長は、新たに非常勤嘱託職員の職を設置する必要がある場合は、あらかじめ消防長の承認を得なければならない。

3 非常勤嘱託職員の委嘱期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年以内とする。ただし、第27条の規定に反しない限り再委嘱することを妨げない。

4 所属長は委嘱に係る決裁に勤務条件通知書（様式第1号）を添付し、人事課長の合議を経て、委嘱を行うものとする。

(解嘱)

第4条 消防長は、非常勤嘱託職員が次の各号の一に該当するときは、これを解嘱することができる。この場合において、消防長は非常勤嘱託職員に対し、解嘱状を交付するものとする。

(1) 非常勤嘱託職員が退職を申し出たとき。

(2) 勤務実績がよくないとき。

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、その職に必要な適格性を欠くと認められるとき。

2 所属長は、前項の規定により非常勤嘱託職員を解嘱するときは、人事課長の合議を経て、解嘱を行うものとする。

(服 務)

第5条 非常勤嘱託職員は、職務の遂行にあたっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

2 非常勤嘱託職員は、職務の遂行にあたっては、法令、条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。

3 非常勤嘱託職員は、その職の信用を傷つけ、又は非常勤嘱託職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 非常勤嘱託職員は、上司の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(勤務日及び勤務時間)

第6条 非常勤嘱託職員の勤務日及び勤務時間は、1週間につき30時間を超えない範囲内で所属長が人事課長と協議してこれを定める。ただし、業務の特殊性からこの規定により難しい場合は、所属長は人事課長の承認を受けて、別に勤務時間を定めることができる。

(時間外勤務命令簿等)

第6条の2 非常勤嘱託職員は、公務のため所定の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた場合には、時間外勤務命令簿(様式第13号)にその命を受領した旨の確認のため、押印し、署名し、又は記録しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 非常勤嘱託職員の報酬は、別に定める。

- 2 勤務1時間当たりの報酬額は、月によって定められた報酬については、その金額を月における所定労働時間数(月によって所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1月平均所定労働時間数)で除した金額とし、日によって定められた報酬については、その金額を1日の所定労働時間数(日によって所定労働時間数が異なる場合には、1週間における1日平均所定労働時間数)で除した金額とする。
- 3 第6条の規定により割り振られた勤務時間(以下「基本の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた非常勤嘱託職員には、基本の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に基本の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を割増報酬として支給する。
 - (1) 勤務した日(土曜日、日曜日、休日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は12月29日から1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))において勤務した日を含む。以下同じ。)における勤務時間(休憩時間を除く。次号において同じ。)が当該勤務した日1日につき8時間を超えた場合 8時間を超える勤務(以下「超過勤務」という。)1時間につき100分の125
 - (2) 1週間における勤務した日の勤務時間(超過勤務に係る時間を除く。)の合計が40時間を超えた場合 40時間を超える勤務1時間につき100分の125
 - (3) 1月の超過勤務において、60時間を超えた場合 60時間を超える超過勤務1時間につき100分の150
- 4 非常勤嘱託職員が基本の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における基本の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務及び1週間における勤務した日の勤務時間の合計(超過勤務を除く。)が40時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「基本の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 5 前各項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び割増報酬の額を算定する場合におい

て、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上1 円未満の端数を生じたときは、これを1 円に切り上げるものとする。

6 非常勤嘱託職員の旅費及び費用弁償は、千葉市職員の旅費等に関する条例（平成2 年千葉市条例第3 1 号）別表第1 の3 等級の職員に支給される旅費と同一の種類及び額とする。

（報酬の支給方法）

第8 条 非常勤嘱託職員の報酬を月額で定める場合の報酬の計算期間（以下「報酬期間」という。）は、月の初日から末日までとし、1 報酬期間について、その全額を支給する。

2 報酬（割増報酬を除く。）の支給日は、2 1 日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和2 3 年法律第1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

3 割増報酬は、当月分を翌月の支給日に支給する。ただし、非常勤嘱託職員が退職し、又は死亡した場合には、その退職し、又は死亡した日までの分をその月中に支給することができる。

4 職務の性質等により前項の規定により難しい場合においては、所属長が前項の支給日を変更することができる。

第9 条 新たに非常勤嘱託職員となった者には、その日から報酬を支給する。

2 非常勤嘱託職員が離職したときは、その日まで報酬を支給する。

3 非常勤嘱託職員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。ただし、日額で定められている場合はこの限りでない。

4 第1 項又は第2 項の規定により報酬を支給する場合であって、報酬期間の初日から支給するとき以外のとき、又は報酬期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その報酬期間の第6 条に規定する勤務日の日数を基礎として日割りによって計算する。

（月額報酬の減額）

第1 0 条 非常勤嘱託職員が、勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1 時間につき別表1 に定める1 時間当たりの報酬額の減額を行う。

2 前項の場合において、勤務しない時間数は、その報酬期間の全時間数によって計算し、この場合において1 時間未満の端数を生じた場合は、その端数が3 0 分以上のときは、1 時間とし、3 0 分未満のときは、切り捨てて計算するものとする。

（勤務の記録）

第1 1 条 所属長は、出勤簿等により非常勤嘱託職員の勤務の実績についての記録をしておかなければならない。

（休 暇）

第1 2 条 非常勤嘱託職員の休暇は、年次有給休暇、夏季休暇、忌引休暇、父母、子又は配偶者の祭日休暇、結婚休暇、パートナー休暇、公務傷病休暇、病気休暇、子の看護休暇、孫の看護休暇、出産休暇、男性職員の育児参加休暇、配偶者の出産休暇、育児休暇、介護休暇、短期介護休暇、介護時間、災害等による休暇、ボランティア休暇、ドナー休暇及びその他の法定休暇

とする。

2 前項の休暇のうち、年次有給休暇、夏季休暇、忌引休暇、災害等による休暇及びその他の法定休暇（公の職務の執行に係るものに限る。）は報酬を支給し、父母、子又は配偶者の祭日休暇、結婚休暇、パートナー休暇、公務傷病休暇、病気休暇、子の看護休暇、孫の看護休暇、出産休暇、男性職員の育児参加休暇、配偶者の出産休暇、育児休暇、介護休暇、短期介護休暇、介護時間及びその他の法定休暇（公の職務の執行に係るものを除く。）の期間中は報酬を支給しないものとする。

3 月額で定める報酬の支給を受ける非常勤嘱託職員が、前項で定める報酬を支給しない休暇を取得する場合において、1日を単位として休暇を取得するときは、その報酬期間の第6条に規定する勤務日の日数を基礎として日割りによって減額し、半日及び時間を単位として休暇を取得するときは、第10条の規定により減額するものとする。

（年次有給休暇）

第13条 非常勤嘱託職員で6月継続勤務し全勤務日の8割以上出勤したものに対し、別表2に定めるところにより、年次有給休暇を与える。

2 前項において、前条第1項に定める休暇は出勤したものとみなす。

3 年次有給休暇は、1日又は1時間を単位として与える。ただし、勤務日が1週間当たり3日以上のある者については、正午をはさんで連続する6時間以上の勤務時間を割り振られた日、又は人事課長が業務の特殊性により必要と認める場合に限り、半日を単位として、年次有給休暇を与えることができる。

4 所属長は、年次有給休暇を非常勤嘱託職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

5 所属長は、年次有給休暇が10日以上与えられた非常勤嘱託職員に対しては、前項の規定にかかわらず、年次有給休暇が付与された日から1年以内に、当該非常勤嘱託職員の有する年次有給休暇の日数のうち5日（同項の規定により年次有給休暇を与えた場合においては、当該与えた年次有給休暇のうち、1日又は半日を単位として与えた年次有給休暇の日数（当該日数が5日を超える場合は、5日）分を5日から控除した日数）について、当該非常勤嘱託職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより与えなければならない。ただし、年次有給休暇が付与された日から1年以内に退職した非常勤嘱託職員（退職後、再度委嘱された際に年次有給休暇が引き継がれ、かつ、当該年次有給休暇が付与された日から1年を経過する日に在籍している非常勤嘱託職員を除く。）については、この限りでない。

6 前項の規定により与える年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。

（夏季休暇）

第14条 非常勤嘱託職員に対し、夏季休暇を与える。夏季休暇を付与する対象者、夏季休暇の取得期間及び取得日数については、別に定める。

(忌引休暇)

第15条 1月以上の委嘱期間を有する、又は1月以上継続勤務している非常勤嘱託職員が、親族の喪に遭ったときは、別表3に定める期間内において必要と認める期間、1日を単位として忌引休暇を与える。

(父母、子又は配偶者の祭日休暇)

第15条の2 非常勤嘱託職員の父母、子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により非常勤嘱託職員が当該非常勤嘱託職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該非常勤嘱託職員が現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である非常勤嘱託職員に委託されている児童若しくは同条第1号に規定する養育里親である非常勤嘱託職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。)又は配偶者の祭日(神道にあつては年祭、仏教にあつては回忌等に祭事、法事等を行う日をいう。)の場合、1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において慣習上最小限度必要と認める1日以内の期間、父母、子又は配偶者の祭日休暇を与える。1月以上の委嘱期間を有する、又は1月以上継続勤務している非常勤嘱託職員が、父母、子又は配偶者の祭日(神道にあつては年祭、仏教にあつては回忌等に祭事、法事等を行う日をいう。)のため勤務しないことが相当であると認められるときは、1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において慣習上最小限度必要と認める1日以内の期間、父母、子又は配偶者の祭日休暇を与える。

(結婚休暇)

第15条の3 非常勤嘱託職員が、結婚するときは、入籍、結婚式(披露宴)、同居開始のいずれか早い日から6月以内において、連続する6日間(勤務日が週5日に満たない非常勤嘱託職員にあつては6日に1週間の勤務日の日数を5日で除した数を乗じて得た日数)、1日を単位として結婚休暇を与える。

(パートナー休暇)

第15条の4 非常勤嘱託職員が、パートナーシップを形成したとき(非常勤嘱託職員が、当該非常勤嘱託職員と性別が同一である者と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係になったとして市長が認めたときをいう。)は、パートナーシップを形成したと認められる日から6月以内において、連続する6日間(勤務日が週5日に満たない非常勤嘱託職員にあつては6日に1週間の勤務日の日数を5日で除した数を乗じて得た日数)、1日を単位としてパートナー休暇を与える。

(公務傷病休暇)

第16条 非常勤嘱託職員が、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養を要し、又は就業を禁止された場合には、医師等の証明に基づき、

1 日又は半日を単位として、公務傷病休暇を与える。

(病気休暇)

第17条 6月以上の委嘱期間を有する、又は6月以上継続勤務している非常勤嘱託職員が、負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前条に掲げる場合を除く)には、別表4に定めるところにより、病気休暇を与える。

2 病気休暇の単位は、1日とする。この場合において、第13条第3項ただし書の規定を準用する。

(子の看護休暇)

第18条 中学校就学の始期に達するまでの子及び配偶者の子(以下この項において単に「子」という。)を養育する非常勤嘱託職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1の年度において5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間、子の看護休暇を与える。

2 子の看護休暇の単位については、第13条第3項の規定を準用する。

(孫の看護休暇)

第18条の2 中学校就学の始期に達するまでの孫を養育する非常勤嘱託職員が、その孫の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその孫の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためにその孫に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において3日の範囲内の期間、孫の看護休暇を与える。

2 孫の看護休暇の単位については、第13条第3項の規定を準用する。

(出産休暇)

第19条 非常勤嘱託職員に対し、医師又は助産師の証明に基づき、出産予定日以前8週間目(多胎妊娠の場合にあっては、14週間目)に当たる日から、出産日後8週間目に当たる日までの期間内において、あらかじめ必要とされる期間、出産休暇を与える。

第19条の2 非常勤嘱託職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する非常勤嘱託職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合、非常勤嘱託職員の妻の分べんの予定日以前8週間目(多胎妊娠の場合にあっては、14週間目)に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内において5日の範囲内の期間、男性職員の育児参加休暇を与える。

2 男性職員の育児参加休暇の単位については、1日とする。この場合において、第13条第3項ただし書の規定を準用する。

(配偶者の出産休暇)

第19条の3 非常勤嘱託職員の配偶者が出産を控える場合、配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間以内において5日の範囲内で必要と認める期間、配偶者の出産休暇を与える。

2 配偶者の出産休暇の単位については、1日とする。この場合において、第13条第3項ただし書の規定を準用する。

(育児休暇)

第20条 非常勤嘱託職員は、所属長の承認を受けて、当該非常勤嘱託職員の子を養育するため、当該子が1歳に達する日（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める日）まで、委嘱期間を限度として育児休暇を取得することができる。ただし、当該子について、既に育児休暇（当該子の出生の日から起算して57日間に当該子についてした最初の育児休暇を除く）を取得したことがあるときは、特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

- (1) 非常勤嘱託職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤嘱託職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定による育児休業その他これに相当する当該子を養育するための休業をいう。以下同じ。）をしている場合において当該非常勤嘱託職員が当該子について育児休暇をしようとする場合（当該育児休暇の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該育児休業等の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休暇の期間の初日とされた日から起算して育児休暇等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休暇等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤嘱託職員が第19条に定める出産休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休暇をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
- (2) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤嘱託職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤嘱託職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休暇又は当該非常勤嘱託職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業等の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休暇の期間の末日とされた日と当該育児休業等の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその委嘱期間の末日を育児休暇の期間の末日とする育児休暇をしている非常勤嘱託職員であって、再委嘱されるものにあつては、当該委嘱期間の末日の翌日）を育児休暇の期間の初日とする育児休暇をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日
 - ア 当該子について、当該非常勤嘱託職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤嘱託職員がする育児休暇の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休暇をしている場合又は当該非常勤嘱託職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする育児休業等の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業等をしている場合
 - イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休暇をすることが継続的な勤務のために特に

必要と認められる場合

- (3) 1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤嘱託職員が当該子の1歳6か月到達日（当該子を養育する非常勤嘱託職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休暇又は当該非常勤嘱託職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業等の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休暇の期間の末日とされた日と当該育児休業等の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその委嘱期間の末日を育児休暇の期間の末日とする育児休暇をしている非常勤嘱託職員であって、再委嘱されるものにあつては、当該委嘱期間の末日の翌日）を育児休暇の期間の初日とする育児休暇をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が2歳に達する日

ア 当該子について、当該非常勤嘱託職員が当該子の1歳6か月到達日（当該非常勤嘱託職員がする育児休暇の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休暇をしている場合又は当該非常勤嘱託職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日（当該配偶者がする育児休業等の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業等をしている場合

イ 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休暇をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合

（介護休暇及び短期介護休暇）

第21条 次の各号に掲げる親族等であつて、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び次条において「要介護者」という。）を介護する必要がある非常勤嘱託職員は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内において、必要と認められる期間（委嘱期間を限度とする。）について、介護休暇を取得することができる。

(1) 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫

(2) 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子であつて、非常勤嘱託職員と同居（要介護者の家に泊り込む場合を含む。）しているもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、別に定める者

2 要介護者の介護その他の世話を行う非常勤嘱託職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合、前項に規定する介護休暇とは別に、1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間、短期介護休暇を与える。

3 介護休暇の単位は、1日とする。

4 短期介護休暇の単位については、第13条第3項の規定を準用する。

（介護時間）

第21条の2 要介護者を介護する非常勤嘱託職員は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（前条第1項の規定により介護休暇を取得して

いる期間を除く。)内(委嘱期間を限度とする。)において、1日の勤務時間の一部について、介護時間を取得することができる。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(災害等による休暇)

第22条 非常勤嘱託職員が、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により勤務場所に赴くことが著しく困難であると認められる場合は、その都度必要と認める期間災害等による休暇を与える。

(ボランティア休暇)

第23条 非常勤嘱託職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合は、1の年度において5日の範囲内の期間において必要と認める期間、ボランティア休暇を与える。

(ドナー休暇)

第24条 非常勤嘱託職員が、骨髄移植のための骨髄若しくは末しょう血幹細胞移植のための末しょう血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末しょう血幹細胞移植のため末しょう血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合は、その都度必要と認める期間、ドナー休暇を与える。

(その他の法定休暇)

第25条 非常勤嘱託職員は、別表5に記載するその他の法定休暇を取得することができる。

(休暇の願出等)

第26条 非常勤嘱託職員が、休暇を願出、請求又は届出しようとするときは、年次有給休暇は年次有給休暇簿(様式第2号)、夏季休暇、忌引休暇、父母、子又は配偶者の祭日休暇、結婚休暇、パートナー休暇、公務傷病休暇、子の看護休暇、孫の看護休暇、出産休暇、男性職員の育児参加休暇、配偶者の出産休暇、災害等による休暇、ボランティア休暇、ドナー休暇及びその他の法定休暇は休暇願(様式第3号)、病気休暇は病気休暇願(様式第4号)、育児休暇は育児休暇承認請求書(様式第5号)又は養育状況変更届(様式第6号)、介護休暇は介護休暇願(様式第8号)又は介護休暇勤務復帰届(様式第9号)、短期介護休暇は休暇願及び要介護者の状態等申出書(様式第10号)、介護時間は介護時間願(様式第11号)又は介護状況変更届(様式第12号)により、事前(育児休暇については1月前まで、介護休暇及び介護時間については1週間前まで)に所属長に対してなさなければならない。ただし、育児休暇、介護休暇及び介護時間以外の休暇について、事前に願出、請求又は届出することができないときは、事後ただちになさなければならない。

2 所属長は、育児休暇の請求を承認するときは、育児休暇承認通知書(様式第7号)を当該職員に対し交付するものとする。

(社会保険等の加入)

第27条 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険への加入は、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第1

16号)に定めるところによる。

(公務災害等)

第28条 非常勤嘱託職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、千葉市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年千葉市条例第55号)又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところにより行うものとする。

(補則)

第29条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行前に、既に満65歳に達している非常勤嘱託職員を委嘱している場合は、第16条の年齢制限の規定適用の経過措置として、平成9年4月1日から平成10年3月31日までの1年間は再委嘱できるものとし、平成10年4月1日以降より原則として再委嘱しないこととする。この要綱による改正後の消防局非常勤嘱託職員身分等取扱要綱(以下「新要綱」という。)に基づき非常勤嘱託職員として委嘱された者が、その委嘱される前日において改正前の消防局非常勤嘱託職員身分等取扱要綱(以下「旧要綱」という。)に基づき非常勤嘱託職員として委嘱されていた場合の有給休暇の取扱いは、前日までに引き続いていた旧要綱による非常勤嘱託職員としての委嘱期間を新要綱による非常勤嘱託職員としての委嘱期間とみなして取扱うものとする。

附則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

ただし、別表1の改正規定は平成15年5月1日から施行する。

(経過措置等)

2 この要綱による改正後の消防局非常勤嘱託職員身分等取扱要綱(以下「新要綱」という。)別表2第2項の表の規定は、平成15年4月1日(以下「適用日」という。)以後に有給休暇を与えた非常勤嘱託職員について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、消防長は、平成13年4月1日から適用日の前日までの間(以下「経過期間」という。)にこの要綱による改正前の消防局非常勤嘱託職員身分等取扱要綱(以

下「旧要綱」という。)第12条第1項の規定により有給休暇を与えた非常勤嘱託職員(平成13年4月1日からこの要綱の施行の日までの間、継続して(委嘱期間が別に定める期間に満たない場合を含む。)非常勤嘱託職員として委嘱されていた者に限る。)であって、当該与えた有給休暇の日数が当該非常勤嘱託職員に対し新要綱別表2第2項の表の規定を適用した場合に経過期間に与えるべき有給休暇の日数に満たない者に対し、当該満たない日数の有給休暇を与えるものとする。

4 前項の規定により与える有給休暇は、適用日から平成16年3月31日までの間に始めて到来し、又は到来した新要綱別表2第3項に規定する付与日に与え、又は与えたものとする。

5 前3項に規定するもののほか、この要綱の施行に伴い必要な経過措置については別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

減額する勤務1時間当たりの報酬額の算定

$$\text{勤務1時間当たりの報酬額} = \frac{(\text{報酬の月額}) \times 12}{(\text{1週間の勤務時間数}) \times 48.3}$$

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（元日を除く。）に勤務を要する場合（他の勤務日に休日を振り替える場合を除く。）は、次のとおりとする。

$$\text{勤務1時間当たりの報酬額} = \frac{(\text{報酬の月額}) \times 12}{(\text{1週間の勤務時間数}) \times 50.8}$$

※1円未満は四捨五入

別表2 年次有給休暇の取扱いについて

1. 付与要件

- (1) 6月継続勤務し、引き続き雇用関係にある場合。
- (2) 付与日前6月間（2回目の付与以後は1年間）の全勤務日の8割以上出勤していること。

2. 付与日数表

週勤務 日数	1年間の 勤務日数	継 続 勤 務 期 間										
		6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6年6月	7年6月	8年6月	9年6月	10年6月以上
5日※	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	20日	20日	20日	20日
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日	15日	15日	15日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日	11日	11日	11日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日	7日	7日	7日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日						

※1週間の勤務日が4日以下の職員のうち、勤務時間が週30時間以上のものを含む。

3. 付与日

- (1) ①継続勤務期間6月は、当初の雇用日から6月経過した日
- ②継続勤務期間1年6月以後は、次表のとおりとする。

雇用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
付与日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日
雇用月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
付与日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日

4. その他

繰り越しは、翌年に限り認める。

別表3 忌引休暇

死亡した者（対象となる親族）		日数	死亡した者（対象となる親族）		日数
配偶者		10日	姻族	1親等の尊属	5日
血族	1親等の尊属（父母）	7日		1親等の卑属	3日
	1親等の卑属（子）	7日		2親等の尊属	1日
	2親等の尊属（祖父母）	3日		2親等の傍系者	1日
	2親等の卑属（孫）	1日		3親等の傍系尊属	1日
	2親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日			
	3親等の傍系尊属（おじおば）	1日			

- (注) 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
 2 代襲相続の場合において祭具等の承継を受けた者は、1親等の血族（尊属）に準ずる。
 3 葬祭のため、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。

別表4 病気休暇

病気休暇については、週当たりの勤務日数（週以外の期間によって勤務日が定められている職員は、1年間に換算した勤務日数）に応じて、1の年度につき次表の範囲内の日数を付与する。

週当たりの勤務日数	5日(※)	4日	3日	2日	1日
(1年間の勤務日数)	217日以上	169～216日	121～168日	73～120日	48～72日
付与日数	10日	7日	5日	3日	1日

(※) 1週間の勤務日が4日以下の職員のうち、勤務時間が週29時間以上のものを含む。

別表5 その他の法定休暇

その他の法定休暇については、次表のとおりとする。

	その他の法定休暇	
	事 由	期 間
労働基準 法関係	選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
	裁判員その他公の職務の執行	その都度必要と認める期間
	生後満1年に達しない子を育てる女性職員が、その子の保育のため必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ45分以内の期間
	女性職員の生理	女性職員が請求した2日以内の期間
男女雇用 機会均等 法関係	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合	妊娠満23週まで 4週間に1回 妊娠満24週から満35週まで 2週間に1回 妊娠満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで その間に1回 （医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
	妊娠中又は出産後の女性職員が保健指導又は健康診査に基づき、その症状に関する指導を受けた場合	その都度必要と認める時間